

第 3 期

三次市立保育所規模適正化基本方針

令和 6 年 2 月

三次市子育て支援部 子育て支援課

第3期三次市立保育所規模適正化基本方針 目次

1	第3期三次市立保育所規模適正化基本方針策定の趣旨	1
2	第3期基本方針の期間	1
3	第1期・第2期基本方針における計画の実績について	2
4	保育所の現状と課題	2
	(1) 保育施設等の設置状況	2
	(2) 入所児童数の推移	3
	(3) 公立保育所の現状と課題	4
	① 保育サービスの状況	4
	② 職員配置の状況	5
	③ 施設規模と入所児童数	5
	④ 保育士一人当りの児童数	6
	⑤ 施設の老朽化	6
	⑥ 市の財政	7
5	公立保育所の規模適正化	7
	(1) 規模適正化の必要性	7
	① 児童の減少に伴う保育形態への影響	7
	② 保育士一人当りの児童数の平準化	7
	(2) 適正規模の基準について	8
6	公立保育所のあり方	8
7	推進計画	9
	(1) 推進期間	9
	(2) 推進計画の方針	9
	(3) 推進計画の進め方	9

1 第3期三次市立保育所規模適正化基本方針策定の趣旨

市は、公立保育所の規模適正化や多様な保育環境に関する基本的な方針として、平成25年2月に平成25年度から平成29年度までを期間とした第1期三次市立保育所規模適正化基本方針（以下、「第1期基本方針」という。）を、平成30年11月に平成30年度から令和5年度までを期間とした第2期三次市立保育所規模適正化基本方針（以下、「第2期基本方針」という。）を策定し、それぞれの基本方針の具体的な推進計画として、三次市立保育所規模適正化推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定して取り組んできました。

市では、依然として人口減少・少子高齢化が進行していますが、共働き家庭の増加や育児休業からの早期復職などにより、3歳未満児の保育需要が増大し、地域によっては待機児童が解消できない状況にあります。

国においては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、保育の質の向上が要請され、平成30年4月施行の保育所保育指針の改定では、小学校教育が円滑に行われるよう、保育所が幼児教育を行う施設として位置づけられました。

また、市では、平成29年12月に三次市子どもの未来応援宣言を策定し、一人ひとりの子どもの成長段階に応じた継続した支援に取り組むなど、保育所運営はより一層、子どもの育ちや保育の質に重点を置いた形で変化しています。

一方で、一部の公立保育所において、著しく定員を下回る状況が続いているほか、発達に支援の必要な児童への対応など、様々な取り組むべき課題もあります。

さらに、市の財政は、普通交付税の減額や一般財源の減少などにより、厳しい状況が続いており、限られた財源で効果的な保育所運営が求められています。

このような状況を踏まえ、「子育てに夢がもてるまち みよし」の実現に向けて、これまでの第1期及び第2期基本方針の考え方を基本としつつ、市における保育所の規模適正化（休所・廃止）や多様な保育環境のあり方に関する基本的な方針として、第3期三次市立保育所規模適正化基本方針（以下、「第3期基本方針」という。）を策定します。

2 第3期基本方針の期間

第3期基本方針の対象期間は、令和6年度から令和11年度までとします。なお、今後の本市の状況等を注視し、必要に応じて随時見直しを行います。

3 第1期・第2期基本方針における計画の実績について

第1期・第2期基本方針に基づく推進計画の実績は次のとおりです。

【表1】

項目	推進計画区分 (取組または 整備計画)	保育所名	備考
規模適正化 の実施	第1期前期	仁賀	H28.1.1廃所
	第1期後期	安田	R3.12.17廃所
	第2期前期	八幡	R4.9.28廃所
	第2期後期	河内	
施設改修	第1期前期	三良坂	H27
	第1期後期	神杉	H29
3歳未満児保育 の実施	第1期前期	川西	H26から実施
	第1期後期	神杉	H30から実施
	第2期前期	田幸	H31から実施
自園給食施設 の改修	第1期前期	三良坂	H27
	第1期後期	吉舎	H29

4 保育所の現状と課題

(1) 保育施設等の設置状況

令和5年4月1日現在、市内の保育施設等は、公立保育所19施設（うち、1施設が休所中、民間委託が3施設）、私立保育園2施設、認定こども園1施設（平成31年度からみゆき保育園が認定こども園に移行）、事業所内保育事業所2施設、小規模保育事業所2施設、私立幼稚園2施設及び民間の認可外保育所が4施設あります。

(2) 入所児童数の推移

市内の保育所等の入所児童数は、表 2-1 のとおりです。

【表 2-1】

(各年度 4 月 1 日現在)

項目	H30			R5			増減
	定員	入所児童数	入所率	定員	入所児童数	入所率	入所児童数
公立	1,686人	1,119人	66.4%	1,564人	981人	62.7%	▲ 138人
私立	280人	291人	103.9%	160人	133人	83.1%	▲ 158人
認定こども園				120人	129人	107.5%	129人
事業所内・小規模	24人	15人	62.5%	58人	38人	65.5%	23人
計	1,990人	1,425人	71.6%	1,902人	1,281人	67.4%	▲ 144人
就学前児童数 (0～5歳児)	2,261人			1,936人 (H30比 ▲14.4%)			▲ 325人
保育所への 入所割合	63.0%			66.2%			

就学前児童数は、2,261人(H30)から1,936人(R5)へ325人(14.4%)減少、全体の入所児童数は、1,425人(H30)から1,281人(R5)へ144人減少しています。一方で、保育所への入所割合は63.0%(H30)から66.2%(R5)に3.2%増加しています。

また、年齢別の入所児童数は表 2-2 のとおりです。

【表 2-2】

(各年度 4 月 1 日現在)

(単位：人)

項目		3歳未満児				3歳以上児				合計
		0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	
H30	公立	25	134	181	340	248	251	280	779	1,119
	私立	18	71	71	160	43	45	43	131	291
	認定こども園									
	事業所内・小規模	0	9	6	15					15
	計	43	214	258	515	291	296	323	910	1,425
	構成	36.1%				63.9%				100.0%
R5	公立	25	131	170	326	208	225	222	655	981
	私立	7	34	34	75	18	20	20	58	133
	認定こども園	10	24	22	56	27	23	23	73	129
	事業所内・小規模	4	17	17	38					38
	計	46	206	243	495	253	268	265	786	1,281
	構成	38.6%				61.4%				100.0%
増減 (R5-H30)	公立	0	▲ 3	▲ 11	▲ 14	▲ 40	▲ 26	▲ 58	▲ 124	▲ 138
	私立	▲ 11	▲ 37	▲ 37	▲ 85	▲ 25	▲ 25	▲ 23	▲ 73	▲ 158
	認定こども園	10	24	22	56	27	23	23	73	129
	事業所内・小規模	4	8	11	23					23
	計	3	▲ 8	▲ 15	▲ 20	▲ 38	▲ 28	▲ 58	▲ 124	▲ 144
	構成	2.5%				▲ 2.5%				

公立保育所の入所児童数は、１，１１９人（H30）から９８１人（R5）へ１３８人減少しています。その内、３歳未満児は３４０人（H30）から３２６人（R5）へ１４人減少、３歳以上児は７７９人（H30）から６５５人（R5）へ１２４人減少しており、３歳未満児に対して３歳以上児の入所児童数が大きく減少しています。

(3) 公立保育所の現状と課題

① 保育サービスの状況

保育所の延長保育、土曜日午後保育など具体的な保育サービスと実施保育所は表３のとおりです。

【表３】

(単位：か所)

項目	H30				R5					認定 こども園	実施保育所名等 【 】：H30以降にサービスを取りやめた保育所
	合計	公立		私立	合計	公立		私立			
		直営	民間 委託			直営	民間 委託				
延長保育	9	3	3	3	9	3	3	2	1	直営：酒屋，布野，三良坂 民間委託：愛光，十日市，東光 私立：子供の城，子供の館 認定こども園：みゆき	
土曜日午後保育	14	8	3	3	14	8	3	2	1	直営：和田，神杉，栗屋，酒屋，布野， 吉舎，三良坂，みわ（全保育所児童受入） 民間委託：愛光，十日市，東光 私立：子供の城，子供の館 認定こども園：みゆき	
一時預かり保育	7	4	1	2	7	4	1	1	1	直営：酒屋，三良坂，みわ，こうぬ 民間委託：東光 私立：子供の城 認定こども園：みゆき	
休日保育	1	0	1	0	1	0	1	0	0	民間委託：東光	
3歳未満児保育	21	15	3	3	21	15	3	2	1		
満3か月	1	0	0	1	1	0	0	0	1	認定こども園：みゆき	
満6か月	14	9	3	2	14	9	3	2	0	直営：神杉，酒屋，君田，布野，さくぎ， 吉舎，三良坂，みわ，こうぬ 民間委託：愛光，十日市，東光 私立：子供の城，子供の館	
満9か月	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
満11か月	2	2	0	0	1	1	0	0	0	直営：敷地，【八幡】	
満1歳	4	4	0	0	5	5	0	0	0	直営：川地，和田，栗屋，川西，田幸	

※令和5年度に開設している保育所のみ

令和5年4月1日現在、3歳未満児保育については、すべての公立保育所で実施しており、うち14施設では満6か月の児童の受入が可能となっています。

② 職員配置の状況

公立保育所の職員（保育士，調理員）の状況は表４のとおりです（民間委託は除く）。

【表４】 (各年度４月１日現在)

区分	H30			R5			増減 (R5-H30)
	保育士	調理員	合計	保育士	調理員	合計	
正規職員	78人	9人	87人	68人	5人	73人	▲14人
再任用職員	1人	1人	2人	1人	2人	3人	1人
会計年度 任用職員	76人	24人	100人	66人	22人	88人	▲12人
合計	155人	34人	189人	135人	29人	164人	▲25人

※各年度４月１日現在で休暇中の者，障害児支援保育士等は除く

平成３０年度の保育士数は１５５人，調理員数は３４人です。また，令和５年度の保育士数は１３５人，調理員数は２９人となっており，保育士は２０人，調理員は５人減少しています。

③ 施設規模と入所児童数

令和５年４月の定員に対する入所率は，公立保育所６２．７％，私立保育園８３．１％，認定こども園１０７．５％，事業所内・小規模保育事業所６５．５％と，認定こども園以外の保育施設で定員を下回っています。【表２－１】

さらに，公立保育所は地域によって入所状況が大きく異なっており，市街地の保育所では，入所希望が集中し，入所児童が過密化する状態が続いています。一方で，令和５年４月１日現在で入所児童数が２０人未満の保育所が全体で４施設あり，平成３０年度からの児童数の推移は【表５】のとおりです。

【表５】入所児童数２０人未満の保育所一覧 (各年度４月１日現在)
(単位：人)

保育所名	定員	H30	H31	R2	R3	R4	R5
川西	45	16	14	13	13	14	10
君田	60	31	27	19	19	16	16
さくぎ	60	23	22	23	23	23	19
敷地	30	8	10	12	10	10	11

※令和５年度に開設している保育所のみ

④ 保育士一人当りの児童数

すべての保育所において国の配置基準に従い、入所児童の年齢ごとの基準割合に応じた保育士を配置しています。

しかし、保育所によっては3歳以上のクラスについて、保育士一人当りの配置基準の上限を著しく下回る児童数でも保育士の配置が必要なことから、保育士一人当りの児童数は2.5人から5.8人（令和5年4月1日現在）とばらつきが生じています。そのため、効率的な保育所運営を進めていくためにも、保育士一人当りの児童数の平準化が望まれます。

【表6】国の配置基準による保育士一人当りの児童数

0歳児	3人	1・2歳児	6人	3歳児	20人	4・5歳児	30人
-----	----	-------	----	-----	-----	-------	-----

⑤ 施設の老朽化

旧耐震基準（昭和56（1981）年6月着工以前の建物）の建物で耐震性のないものは、補強工事及び建替えを実施しており、すべての公立保育所で耐震性能を満たしています。

建築経過年数が30年以上の保育所は、公立保育所（休所中を除く）18施設中9施設あります。

その他の保育所についても、10年以上経過したものがほとんどで、安全の確保を優先した部分的な修繕など、施設の維持管理に多額の経費が必要となってきています。

今後は規模適正化との整合性を保ちながら、施設整備や修繕などを実施する必要があります。

なお、東光保育所については、現在、建替え工事中であり、令和6年中には新園舎が完成する予定となっています。

【表7】建築経過年数30年以上の保育所（令和5年4月1日現在）

保育所名	建設年月	築年数	延床面積	構造	定員
愛光	S 63.3	35年	877.24㎡	R C造 2階建	110人
十日市	S 62.2	36年	1,055.06㎡	R C造 2階建	170人
東光	S 51.12	46年	985.30㎡	R C造 2階建	150人
川地	S 55.3	43年	794.30㎡	R C造 2階建	45人
和田	S 57.2	41年	600.00㎡	R C造 2階建	80人
田幸	S 61.3	37年	349.56㎡	R C造 平屋建	45人
栗屋	S 56.3	42年	411.65㎡	R C造 2階建	55人
布野	S 61.3	37年	557.20㎡	R C造 平屋建	60人
みわ	H 3.3	32年	1,125.72㎡	木造 平屋建	120人

⑥ 市の財政

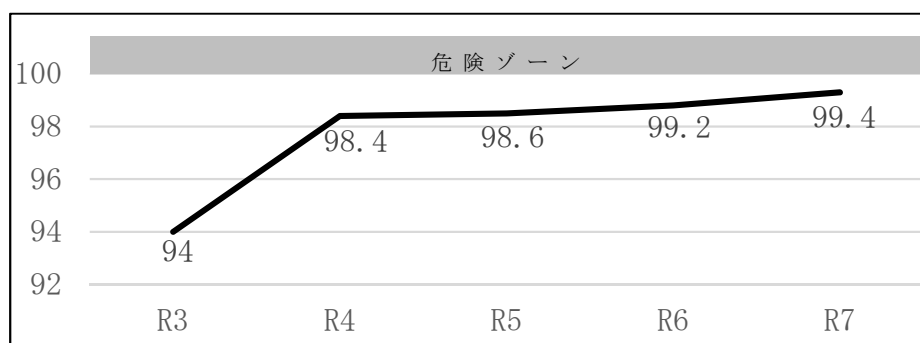
一般財源の減少、物価高騰や公債費の増加などにより、経常収支比率（財政の余裕度を示す指標）が高い状況です。この比率が高いほど、自由に使える予算が少ないことを示しています。

令和5年度に示した財政計画では、今後の収入と支出の見込みから、経常収支比率は高い状況が続き、余裕のない財政状況が続くと予想しています。加えて、物価高騰などにより、今後の財政運営は厳しい状況が想定されます。

こうしたことから、子どもの育ちを保障する保育の質を保ちながら、現在提供している保育サービスを安定的・継続的に維持していくために、保育所の規模適正化を図り、効率的な保育所運営に取り組む必要があります。

【表8】経常収支比率の推移

（単位：％）



※R5, R6, R7 年は見込み

5 公立保育所の規模適正化

(1) 規模適正化の必要性

① 児童の減少に伴う保育形態への影響

子どもの発達過程で、3歳以上の保育については集団保育が望まれますが、公立保育所の一部地域においては、入所児童数の減少が著しく、年齢別クラスによる集団保育が実施できない状況にあります。

② 保育士一人当りの児童数の平準化

児童数が少ない保育所にあっても、所長や国の配置基準に従った適正な保育士の配置が必要であり、保育士一人当りの児童数にばらつきが生じています。

保育士と子どもの関わりの度合いを全体的に最適なものにしていく観点から、保育士一人当りの児童数の平準化が望まれます。

また、保育士の人数確保が困難な状況においては、保育士一人当りの児童数を平準化し、全体としての受入児童数を増やすことで、待機児童対策に繋げていく必要があります。

(2) 適正規模の基準について

3歳以上児の保育について、保育所保育指針では、『この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。』とあり、個から集団への移行時期である3歳以上児の育ちにおいて、集団での育ちを保障していくことが求められます。

このようなことから、保育士と子どもの相互の関わりや、子ども同士の関係が十分に保てる規模の保育環境づくりに取り組むため、適正規模の基準は次のとおりとします。

適正規模を判断するための入所児童数は、保育所の設置基準である20人以上を基準とする。

※児童福祉法において、保育所の利用定員が20人以上とされていることから、全体規模は20人とした。

6 公立保育所のあり方

市は、保育の実施主体として、安全で安心な保育を推進するため、保育士等の研修など人材育成及び保育の質の向上に取り組むとともに、現在行っている保育サービスを継続していくことで、質の高い保育環境を維持していきます。また、「三次市立保育所の民間委託に係る基本方針」を踏まえた民間委託等に取り組み、効率的かつ安定的で継続的な保育所運営を推進します。

公立保育所は、子育て支援の中核的な役割を担い、子育てや食育についての専門性を活かして一人ひとりの子どもの育ちを大切に丁寧な保育を行うとともに、在宅児童を含む子どもたちの成長を支える保育の拠点をめざし、保護者に対する子育て支援・援助の場として子どもの健全な発育を支援します。

特に公立保育所のうち市直営の保育所は、発達などに配慮を必要とする子どもや、児童虐待の防止などの家庭支援が必要な世帯の子どもについて、公設民営保育所及び私立保育所等の対応が困難な場合の受入先としての役割を果たします。また、保育の質の向上に向けたけん引役として、民間を含めた保育所間での情報共有を図り、市全体の保育サービスの向上を図ります。

7 推進計画

(1) 推進期間

第3期基本方針では、期間を6年と定めています。また、具体的な推進期間を次のとおり定め、推進計画を策定します。なお、今後の本市の状況等を注視し、必要に応じて随時見直しを行います。

推進期間	前 期	令和6年度～令和8年度
	後 期	令和9年度～令和11年度

(2) 推進計画の方針

保育所において規模適正化の基準を満たさない場合、休所・廃止を検討します。なお、検討にあたっては、子どもの育ちを最優先に考えて進めます。

また、規模適正化の推進にあたっては、下記事項に配慮します。

- ・ 近隣に代替となる保育所があり、児童の受入が可能である。
- ・ 代替先保育所への通所条件などによって、大きな支障が生じる場合、市として対応を図る。
- ・ 児童数等を把握し、あらかじめ保護者や地域に必要な情報を提供する。

(3) 推進計画の進め方

第3期基本方針の期間において、入所児童数が20人を下回った年度を含め2年以上、20人以上の保育需要が見込めない場合、休所・廃止を検討します。